

令和5年度 こうなんふれあい助成金 助成区分一覧

区分	事業	主な対象活動	条件			備考
			年回数	1回あたりの人数	上限金額	
要 援 護 者 支 援 区 分	集いの場	①サロン・ミニデイサービス・茶話会・認知症カフェ等 ②会食会・こども食堂・地域食堂 ③若者支援（フリースペース/居場所づくり/学習支援） ④子育て支援活動（支援者が主催する活動）など  ・その他高齢者等の「集いの場」として認められる事業 など	72回以上	10名以上	400,000	※主催者は条件の「1回あたりの人数」の中には数えない。
			48回以上	10名以上	300,000	
			36回以上	10名以上	180,000	
			20回以上	5名以上	120,000	
			10回以上	5名以上	80,000	
			6～9回	5名以上	50,000	
			【新規】年度内3ヶ月以上実施 1回5名以上			
	家事 ・ 生活支援	①住民同士の助け合い活動（介護保険事業を除く。例：調理・掃除・草取り・子どもの一時預かり・送迎・買い物等の家事・見守り訪問・生活相談を受け対応する活動） ②相談支援・傾聴活動（施設訪問しての傾聴活動は福祉のまちづくり区分へ） ③電話相談	年間延べ回数	上限金額		※年間に対応した延べ訪問回数でカウントする。例）1日のうちでAさんから草取りと買い物依頼された⇒2回カウント（依頼された項目をカウントする）
			800回以上	400,000		
			500回以上	300,000		
			100回以上	160,000		
			50回以上	80,000		
			30回以上	50,000		
	【新規】年度内3ヶ月以上実施 月訪問回数3回以上			40,000		
	配食	配食  ※定期的に利用者宅に食事を届け、見守りを行う活動等	年回数	1回あたりの人数	上限金額	※1回の食数＝1回あたりの配食対象人数とする。
			60回以上	10名以上	400,000	
48回以上			10名以上	300,000		
36回以上			10名以上	240,000		
20回以上			10名以上	160,000		
10回以上			5名以上	80,000		
6～9回			5名以上	60,000		
【新規】年度内3ヶ月以上実施 1回5名以上			40,000			
送迎	道路運送法79条に基づく登録団体及び無償で活動を行う団体が行う車両による送迎活動	年間延べ回数	上限金額		※片道1件を1回とする。 ※1回の乗車で複数名乗車した場合は、乗車人数が回数と同数となる。例）サロンの送迎で2人同時の乗せた。2回カウント。	
		1,000回以上	350,000			
		500回以上	300,000			
		100回以上	250,000			
【新規】年度内3ヶ月以上実施 月10回以上			40,000			

区分	事業	主な対象活動	条件			備考
			年回数	1回あたりの人数	上限金額	
障 害 児 者 支 援 区 分	障害児者支援 ・ 障害当事者活動	当事者団体及び家族会、支援者団体が実施する事業  ①余暇支援事業・青年学級、②リハビリ目的の集い事業、③障害者スポーツ、④訓練会  ※相談支援に関する事業は「要援護者支援区分」の『家事・生活支援』でご検討ください。	年回数	1回あたりの人数	上限金額	※親や家族のみの活動は対象外。 ※福祉バス利用は対象外。 ※横浜市社会福祉協議会が補助・委託する訓練会事業は対象外
			36回以上	20名以上	200,000	
			36回以上	10名以上	150,000	
			20回以上	5名以上	100,000	
			10回以上	5名以上	60,000	
			年1回～9回	5名以上	40,000	
【新規】年度内3ヶ月以上実施 1回5名以上			40,000			
宿 泊 ・ 日 帰 り ハ イ ク	当事者および家族会、訓練会が企画する事業	条件	上限金額		※参加者が家族のみの事業は対象外。 ※福祉バス利用は対象外。	
		当事者参加数5名以上	50,000			
視 覚 障 害 者 ・ 聴 覚 障 害 者 支 援	手話サークル、聴覚障害者支援事業（要約筆記支援等）、視覚障害者支援事業（点訳・音声訳・誘導等）	条件	上限金額		※回数・人数要件はありませんが、事業報告の時には回数・人数等の内容を記載する必要があります。	
		—	50,000			

区分	主な対象活動	条件			備考
		年回数	1回あたりの人数	上限金額	
福祉のまちづくり区分	①布おもちゃ作成/②セルフヘルプグループ（家族会・介護者の集い・難病患者会・依存症の会）/③外国人支援（日本語教室、国際交流）/④おもちゃドクター/⑤本の読み聞かせ/⑥車いすダンス/⑦防災関連事業（地域防災拠点訓練除く）/⑧地域住民交流（お祭り、運動会等）/⑨自然環境活動/⑩福祉情報紙/⑪福祉に関する啓発、勉強会、公開講座/⑫子育て支援事業（支援者以外が行う自主的な活動）/⑬施設・病院支援ボランティア（施設内での傾聴ボランティア含む）/⑭「要援護者支援区分」の対象事業の助成要件に満たない活動 ※①および⑩は、人数要件を無しとします。 ※⑭に於いても、家事・生活支援事業並びに送迎事業については、人数要件はありません。	年回数	1回あたりの人数	上限金額	※1回あたりの人数は参加者の人数です。（主催者側の人数を除きます） ※チャリティーイベントなどの収益事業は対象外。
		6回以上	5名以上	40,000	
		1～5回	5名以上	30,000	

区分	主な対象活動	条件			備考
		年回数	1回あたりの人数	上限金額	
健康増進区分	①高齢者の健康増進事業 ②施設等を訪問する特技ボランティア	3回以上	5名以上	10,000	※1回あたりの人数は①の場合、会の主催者を除く人数です。例）自治会館で体操教室を行っている、役員など会の運営に携わる方以外で5名以上の参加者が必要です。 ②の場合、参加者の人数です。例）施設で音楽演奏する場合、参加者（演奏を聞く方）が5名以上必要です。 ※特技ボランティアの場合、主催者側の年齢に制限はありません。

令和5年度 共同募金『年末たすけあい』配分助成 助成区分一覧

区分	主な対象活動	条件			備考
		回数等	1回あたりの人数	上限金額	
広域活動組織	①地域団体やボランティア団体が行う地域福祉を推進していくための事業 ②障害者団体や介護者の会、子育て支援団体等が地域住民の参加を得て行う事業 ③上記①、②に於いて、港南区社会福祉協議会の会員であること	単発・通年ともに回数を問わない。	参加者数の制限をしないが、事業内容の対象者の大半が、港南区民であること。	100,000	※前年度、港南区善意銀行配分助成を受けている団体は、上限金額を半額とする。
社会福祉施設	①NPO・一般・公益社団法人、または障害当事者団体及び家族団体が運営する障害者のための施設が行う事業 ②NPO・一般・公益社団法人、または障害当事者団体及び家族団体が運営する障害者のための施設が行う備品整備 ③上記①、②に於いて、港南区社会福祉協議会の会員であること		入所・通所者等当事者の人数が5名以上であること	50,000	※備品購入をした団体については、その年度を含み3年、同一の目的での申請は不可とする。